二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市深堀町五丁目五五〇から五五二まで、五五三の一、五五三の二、諫早市大場町一四〇九の六、一四〇九の八、一四〇九の一〇、一四〇九の一三、一四一〇の二、一四一一の一、一四一一の二、一四一三の一、一四一三の二、一四一四の一、一四一四の二、一四三六の一、一四三六の二、一四三七、一四四一、一四四四の四、一四五〇の一、一四五〇の二、一四五一の一、一四五一の三、一四五三の一、一四五四の一、一四五四の三、一四五四の四、一四五四の六、一四五六、一四五九、一四六〇の一、一四六〇の三、一四六一の三、一四六二の一、一四六二の三、一四六四から一四六六まで、一四六七の一、一四六七の三、一四六八の一、一四六八の三、一四六九、一四七二、一四七三の七から一四七三の一一まで、一四七三の一三、一四七三の二一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市愛宕二丁目三一三から三一五まで、西泊町一〇七、一〇八、一一四、一一五の一、一一五の二、二〇四の二、二〇四の三、平戸小屋町二七三、二八七、二九二、二九五の一から二九五の三まで、二九七、二九八、三〇八、三一一の一、三一一の三、三一一の五、三一一の六、三一二、三一三の一、三一三の三、三一三の四、三一四、三一五、三一七、三一八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道常呂郡置戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　北海道河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
芽室町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道河西郡芽室町・鈧田郡留寿都村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
芽室町・留寿都村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町・河東郡鹿追町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北海道北見市・網走郡美幌町・常呂郡訓子府町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）